

附則様式第 4 (附則第 3 条関係) (平10通産令87・令元経産令1・令元経

産令17・令元経産令38・一部改正)

【書類名】 商標更新登録料納付書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商標登録番号】

【更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【納付の表示】)

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

- 1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1―58）、「】」（区点番号1―59）、「▲」（区点番号2―5）及び「▼」（区点番号2―7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1―58）及び「】」（区点番号1―59）を、又は置き換えた文字の前後に「▲」（区点番号2―5）及び「▼」（区点番号2―7）を用いるときを除く。）。日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号2―5）、後ろに「▼」（区点番号2―7）を付す。
- 3 「【出願番号】」の欄には、「平成何年更新登録願第何号」のように商標権存続期間更新登録出願の番号を記録する。
- 4 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

- 6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

- 7 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。

- 8 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

- 9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 10 「【更新登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

11 「【納付の表示】」の欄には、「分割納付」と記録する。

12 「【登録料の表示】」の欄は、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる登録料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。